

農業水利施設の簡易な補修・更新等に 活用可能な補助事業



令和7年8月 農林水産省農村振興局

支援イメージ（支援事業の番号は下記の事業一覧Noに対応）

水管理施設を更新したい
機器を補修したい



【支援事業：①,②,④,⑤,
⑥,⑧,⑨,⑩】

ゲートを補修・更新したい



【支援事業：①,③,④,⑤,
⑥,⑧,⑨,⑩】

小水力発電施設を整備
したい



【支援事業：②】

自力で水路目地を
補修したい



【支援事業：⑪】

施設を機能診断したい
機能保全計画を策定したい



【支援事業：①,⑤,⑥,⑦】

ため池の補修や浚渫を行いたい
危険なため池を廃止したい



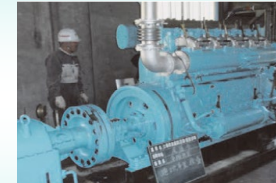
【支援事業：⑥,⑧】

水路が老朽化してきたので
補修・更新したい



【支援事業：①,③,④,⑤,
⑥,⑨】

ポンプの分解・点検、部品
交換や更新を行いたい



【支援事業：①,②,③,④,
⑤,⑥,⑧,⑨,⑩】

パイプラインが突然破裂
したので復旧したい



【支援事業：⑨,⑩】

支援事業名	事業内容	事業主体	国庫補助率	実施要件
I 整備事業				
① 水利施設整備事業 （基幹水利施設保全型）	機能保全計画に基づく農業水利施設（国造又は県造）の補修・更新等を支援	都道府県、市町村	50% 等	・受益面積：100ha（畑20ha）以上 ・末端支配面積：100ha（畑20ha）以上
② 水利施設整備事業 （低炭素農業水利システム構築型）	小水力等発電施設の導入や省エネルギー化に資する高効率設備への更新等を支援（一定の要件を満たす場合、促進費を交付）	都道府県、市町村、 土地改良区等	50%、55% 等 （中山間）	・受益面積：100ha（畑20ha）以上 ※法律補助の場合
③ 水利施設整備事業 （農地集積促進型）	担い手への農地集積・集約の促進に資する農業水利施設の整備等を支援（一定の要件を満たす場合、促進費を交付）	都道府県	50%、55% 等 （中山間）	・受益面積：20ha(中山間10ha)以上
④ 水利施設整備事業 （簡易整備型）	ゲート・分水工の自動化等、水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備を支援	都道府県、市町村、 土地改良区等	50%、55% 等 （中山間）	・受益面積：5 ha以上 ・総事業費：200万円以上
⑤ 農山漁村地域整備交付金 ア（基幹水利施設保全型）	農業水利施設の補修・更新等（機能診断や機能保全計画の策定を含む。）を支援（基幹水利施設保全型は国造・県造施設、地域農業水利施設保全型は団体造施設を対象）	都道府県、市町村 又は施設管理者	50% 等	・受益面積：100ha（畑20ha）以上 ・末端支配面積：100ha（畑20ha）以上
イ（地域農業水利施設保全型）		市町村又は施設管理者	50% 等	・受益面積：10ha以上
⑥ 農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	小規模な農業水利施設のきめ細かな補修・更新（機能診断や機能保全計画の策定を含む。）やため池の整備・廃止等を支援	都道府県、市町村、 土地改良区等	50%、55% 等 （中山間）	・総事業費200万円以上 ・受益者数2 者以上 ・工期3 年以内（ため池は5 年以内）
⑦ 水利施設整備事業 （実施計画策定事業）	農業水利施設の機能診断や機能保全計画の策定を支援	都道府県、市町村、 土地改良区等	定額	・末端支配面積：10ha以上
II 管理事業				
⑧ 土地改良施設維持管理 適正化事業	ア. 施設の機能保持のための分解・点検、塗装、補修、浚渫等 イ. アのうち、水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修 ウ. 防災・減災、省エネ化・省力化のための分解・部品交換、補修、浚渫、機器設置等	市町村、土地改良 区等	ア. 30% イ. 40% ウ. 50%	ア. 総事業費200万円以上 イ. 総事業費100万円以上 ウ. 総事業費100万円以上
⑨ 土地改良施設突発事故 復旧・防止事業	機能保全計画等に則って適切に保全管理されている土地改良施設で発生した突発事故の仮復旧・本復旧に加え、事故の兆候が認められる場合に補修等を緊急的に実施	都道府県、市町村、 土地改良区等	50%、55% 等 （中山間）	・末端支配面積：県営20ha(中山間10ha) 以上、団体営 要件なし ・復旧事業費：1か所当たり200万円以上
⑩ 水利施設管理強化事業 （一般型・連携管理保全型）	水利施設管理強化計画※に位置付けられた国営造成施設等を管理する土地改良区等に対して、簡易な補修に要する費用を支援 ※連携管理保全型においては、土地改良区等が管理する施設が水土里ビジョンに位置付けられている必要	都道府県、市町村	50%	・水利施設管理強化計画の策定
⑪ 多面的機能支払交付金	共同活動の一環として行われる水路のひび割れ補修や農道の窪みの補修等を支援	活動組織、広域活 動組織	交付単価 都府県（田） 2,400円/10a等	・原則、工事1 件当たり費用200万円未満

※ 1 国営造成施設においては、国営造成施設ストックマネジメント推進事業により、機能診断や計画策定等を実施。

※ 2 各事業の実施要綱・要領はこちら https://www.maff.go.jp/j/nousin/nn_youkou/youkou.html

主な事業の標準的な負担割合（ガイドライン）及び交付単価

■ 負担割合

都道府県営	国	県	市町村	農業者
水利施設整備事業 （基幹水利施設保全型）	50%	29%	14%	7%
水利施設整備事業 （簡易整備型（更新事業の場合））	50% (55%)	31% (30%)	13% (12%)	6% (3%)
水利施設整備事業 （農地集積促進型）	50% (55%)	27.5% (27.5%)	10% (10%)	12.5% (7.5%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	50% (55%)	31% (30%)	13% (12%)	6% (3%)
土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50% (55%)	32% (32%)	18% (13%)	0% (0%)

市町村営	国	県	市町村	農業者
水利施設整備事業 （基幹水利施設保全型）	50%	18%	25%	7%
水利施設整備事業 （簡易整備型）	50% (55%)	14% (14%)	21% (21%)	15% (10%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	50% (55%)	14% (14%)	21% (21%)	15% (10%)
土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50% (55%)	21% (21%)	29% (24%)	0% (0%)

土地改良区営	国	県	市町村	農業者
水利施設整備事業 （簡易整備型）	50% (55%)	14% (14%)	13% (13%)	23% (18%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	50% (55%)	14% (14%)	13% (13%)	23% (18%)
土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50% (55%)	21% (21%)	29% (24%)	0% (0%)

※ 1 北海道、沖縄県、奄美、離島については、別の負担割合を設定。
※ 2 （ ） 書きは中山間地域等。
※ 3 都道府県と市町村の負担割合は、都道府県又は市町村にお問い合わせください。
※ 4 水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型）において、①省エネ化や再エネ利用のための施設整備は地方公共団体の負担分が地財措置の対象となり、②併せ行う長寿命化対策は簡易整備型と同じ負担割合を標準的な負担割合としている。

■ 多面的機能支払交付金 交付単価(円/10a)

事業名	都府県			北海道		
	田	畑	草地	田	畑	草地
資源向上支払（共同）	2,400	1,440	240	1,920	480	120
資源向上支払（長寿命化）	4,400	2,000	400	3,400	600	400

■ 農家の負担軽減に活用可能な支援

水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型）

エネルギー消費効率の改善に応じた促進費を交付（国費負担50%等）

要件	助成割合
ハード対策実施施設の供用開始年度を含む4年度における原単位※の変化率の平均が99%以下	5%
ハード対策実施施設の供用開始年度を含む4年度における原単位※の変化率の平均が105%以下で、かつ、直近2年度連続で原単位が悪化していない	

※原単位＝電気使用量÷電気使用量と密接な関係を持つ値（施設管理に係る収入、施設の稼働時間、使用水量等）

水利施設整備事業（農地集積促進型）

中心経営体への農地集積・集約割合に応じた促進費を交付（国費負担50%等）

農地集積率	助成割合（基本）	集約化した場合※
85%以上	8.5%	12.5%
75～85%	7.5%	10.5%
65～75%	6.5%	8.5%
55～65%	5.5%	6.5%

※ 担い手に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

（お問い合わせ先）

- 北海道 農政部 農村設計課 (011-204-5398)
- 東北農政局 設計課 事業調整室 (022-221-6277)
- 関東農政局 設計課 事業調整室 (048-740-0541)
- 北陸農政局 設計課 事業調整室 (076-232-4722)
- 東海農政局 設計課 事業調整室 (052-223-4634)
- 近畿農政局 設計課 事業調整室 (075-414-9513)
- 中国四国農政局 設計課 事業調整室 (086-224-9419)
- 九州農政局 設計課 事業調整室 (096-300-6403)
- 沖縄総合事務局 農村振興課 (098-866-1652)